

みよし広域連合指定ごみ袋取扱要綱

(趣旨)

第1条 みよし広域連合廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用の促進に関する条例（平成14年4月3日条例第26号。）に規定する一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収に係る販売業務を委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定ごみ袋」とは、条例第3条の規定により構成市町が一般廃棄物の収集、運搬を行うためにみよし広域連合で作製した専用の袋をいう。

(事務の委託)

第3条 広域連合長は、処理手数料の徴収及び収納に係る販売業務をみよし広域連合指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）に委託するものとする。

(取扱店の要件)

第4条 前条の取扱店の委託を受けようとする者は、次の各号に定める事項の全てに該当するものとする。

- (1) 三好市民及び東みよし町民に直接、指定ごみ袋を販売できる事業所であること。
- (2) 指定ごみ袋の販売並びに処理手数料の徴収及び収納を適正に行うことができること。
- (3) 暴力団等の関係者でないこと。

(取扱店の申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとする者は、みよし広域連合指定ごみ袋取扱店指定申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第6条 広域連合長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに取扱店の可否を決定し、みよし広域連合指定ごみ袋取扱店指定結果(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(委託契約の締結)

第7条 広域連合長は、前条の規定により取扱店を指定したときは、取扱店と処理手数料の徴収及び収納について、別に定める委託契約を締結するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により委託契約を締結したときは、みよし広域連合指定ごみ袋取扱店指定証（様式3号）を取扱店に交付するものとする。

3 取扱店は、前号の規定により交付を受けたみよし広域連合指定ごみ袋取扱店指定証（様式3号）を店舗等に掲示しなければならない。

(処理手数料の徴収)

第8条 取扱店は、住民等から指定ごみ袋の販売要請があったときは、これを販売し、同時に処理手数料を徴収しなければならない。

(処理手数料の納入)

第9条 取扱店は、広域連合が発行する納入通知書により、指定の期日までに手数料を納入しなければならない。

(調査・検査等)

第10条 広域連合長は、取扱店に対して指定ごみ袋の取扱方法等について、随時調査・検査をすることができる。

(取扱店の廃止)

第11条 取扱店は、処理手数料の徴収を廃止しようとするときは、みよし広域連合指定ごみ袋取扱店廃止届出書(様式第4号)により、広域連合長に届け出るものとする。

(指定の取消し)

第12条 広域連合長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、取扱店の指定を取り消すことができる。

- (1) 処理手数料の徴収及び収納を適正に行うことができないと判断される時。
- (2) この要綱の規定に違反した時。
- (3) その他広域連合長が特に必要であると認めた時。

2 広域連合長は、前項の規定により取扱店の委託契約を取り消したときは、みよし広域連合指定ごみ袋取扱店取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

みよし広域連合長 殿

届出者

住所(所在地)

商号または名称

代表者氏名

⑩

みよし広域連合指定ごみ袋取扱店指定申請書

みよし広域連合指定ごみ袋の取扱をしたいので、みよし広域連合指定ごみ袋取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 取扱店名
- 2 所在地
- 3 電話番号
- 4 担当者名

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

みよし広域連合長

みよし広域連合指定ごみ袋取扱店指定結果(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあったことについて、みよし広域連合指定ごみ袋取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり 決定・却下 しましたので通知します。

記

1 指定番号 号

2 取扱店名

3 所在地

4 指定年月日 年 月 日

みよし広域連合指定ごみ袋取扱指定店証

住 所

取扱店名

みよし広域連合指定ごみ袋の取扱店として指定する。

年 月 日

みよし広域連合長

記

指定番号 号

指定年月日 年 月 日

年 月 日

みよし広域連合長 殿

届出者
住所(所在地)
商号または名称
代表者氏名

印

みよし広域連合指定ごみ袋取扱店廃止届出書

みよし広域連合指定ごみ袋の取扱店を廃止したいので、みよし広域連合指定ごみ袋取扱要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 廃止する理由

2 廃止年月日 年 月 日

様式第5号(第12条関係)

みよし広域連合指定ごみ袋取扱店指定取消通知書

年 月 日

みよし広域連合長

みよし広域連合指定ごみ袋取扱要綱第12条第2項により、下記のとおり取扱店の指定を取り消すので通知します。

記

1 指定番号 号

2 取扱店名

3 所在地

4 取消年月日 年 月 日